

## 東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 市長は、気密性、断熱性に優れた省エネルギー性能の高い住宅（以下「省エネ住宅」という。）を普及させることにより、家庭から排出される温室効果ガスを削減し、持続可能な循環型社会の実現及び地球温暖化の抑制に寄与するため、東根市補助金交付規則（昭和31年3月1日規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する省エネ住宅を新築し、又は購入する事業とする。

(補助対象住宅)

**第3条** 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に自らが居住するために新築した戸建て住宅又は購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了前に売買契約を締結したものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 山形県が定めるやまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱（平成31年4月1日施行）第12条第1項に規定するやまがた省エネ健康住宅認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けたもの

イ 認定証の交付日又は新築工事完了日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証（以下「検査済証」という。）の交付日）のいずれかが補助金を申請する年度の4月1日以降であるもの

(2) 市内に自らが居住するために購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したものに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの

ア 認定証の交付を受けたもの

イ 補助金を申請する年度の4月1日以降にその引渡しを受けたもの

ウ 新築工事完了後に居住の用に供したことがないもの

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 本市に住所を有し、住民登録をしている住所が、補助対象住宅と同一である者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり30万円とし、当該住宅につき1回限りとする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、補助金を申請する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 認定証の写し

(2) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

(3) 検査済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあつては、工事完了引渡証明書の写し）

(4) 補助対象住宅の完成写真

(5) 位置図

(6) 第3条第2号に規定する建売住宅を購入した場合は、補助対象住宅が未使用であることを確認できる書類及び当該補助対象住宅の引渡日が確認できる書類。

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

**第7条** 市長は、前条の補助金交付申請兼実績報告書の提出がなされた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第8条** 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による通知後、速やかに東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第9条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者の補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和6年4月1日から施行する。